令和７年６月 25 日招集

令和７年　　第６回

東 根 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

東 根 市 農 業 委 員 会

令和７年第６回東根市農業委員会定例総会議事録

１．令和７年第６回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401･402 会議室に招集した。

１．令和７年６月 25 日（水）　午前 10 時 00 分開会

１．出席委員は、次のとおりである。（18 名）

１番	清野周治	２番	元木太志	３番	大江弘哉
４番	留場美佐	５番	仲野孝藏	６番	山科幸子
７番	永瀬清一	８番	石山一穂	10番	芦野繁美
11番	阿部　昇	12番	寒河江一浩	13番	大江正好
14番	加藤友英	15番	中谷　裕	16番	髙橋浩一
17番	東海林光輝	18番	門脇　功	19番	菅原繁治

１．議事日程

第　１　議事録署名委員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸般の報告
第　４　議第29号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
第　５　議第30号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
第　６　議第31号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
第　７　農地あっせん委員会の報告
第　８　農地転用委員会の報告
第　９　地区委員会の開会及び報告

１．事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊藤　亨	農政主査兼農政係長	髙橋範一
農地係長	後藤美智子	主任	小山田ルミ

１．議　長　農業委員会会長　菅原繁治

１．議事の顛末

【議長】

只今から、令和７年第６回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は９番栗原洋幸委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第１号によって進めてまいります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

１番清野周治委員、２番元木太志委員、以上２名の委員を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定でありますが、お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第７項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第３、諸般の報告を行います。

第５回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第４、議第29号農地法第３条第１項の規定による許可申請についてから、日程第６、議第31号農地法第５条第１項の規定による許可申請について、までの３案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長、お願いします。

【伊藤事務局長】

令和７年第６回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。１頁をお開き下さい。

今月の農地法第３条の許可申請は、12 件です。

議第29号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

農地法第３条第１項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。２頁をお開き下さい。

農地法第３条第１項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号 83 番　土地の所在：大字東根元東根字中川原●●●●●。地目、登記簿：田、

現況：田、地積：83 ㎡他５筆。譲渡人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●●　●●●●。事由：労力不足　経営面積：270ａ。譲受人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：1,091ａであります。

以下、受付番号 84 番から３ページの受付番号 89 番までの６申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第３条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。４頁をお開き下さい。

農地法第３条第１項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号 90 番　土地の所在：大字野川字向原●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,079 ㎡他１筆。貸人住所氏名：東根市大字野川●●●●●●　●●●●。事由：経営縮小、経営面積：89ａ。借人住所氏名：東根市大字野川●●●●●●　●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：147ａであります。

以下、受付番号 91 番から受付番号 94 番までの４申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第３条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。５頁をお開き下さい。

今月の農地法第４条の許可申請は、１件です。

議第30号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

農地法第４条第１項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。６頁をお開き下さい。

農地法第４条第１項の規定による、許可申請関係

受付番号２番　土地の所在：一本木一丁目●●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：雑種地、地積：1,511㎡。申請人住所氏名：東根市白水二丁目●●●●●　●●●●　職業：●●●。

転用後の主要目的：仮設事務所、仮設トイレ、駐車場、通路他で、所要面積計が1,511㎡。備考として、追認転用申請であります。

農地法第４条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。７頁をお開き下さい。

今月の農地法第５条の許可申請は、３件です。

議第 31 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

農地法第５条第１項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。８頁をお開き下さい。

農地法第５条第１項の規定による許可申請関係

受付番号20番　土地の所在：中央四丁目[redacted]。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：15㎡他５筆。譲渡人住所氏名：東根市本丸北二丁目[redacted]　[redacted]　職業：[redacted]。譲受人住所氏名：東根市中央二丁目11番１号　天野地所株式会社　代表取締役　天野誠也　職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲。所要面積計が1,027.46㎡。備考として所有権移転、実測面積であります。

以下、受付番号21番、及び９頁の受付番号22番の２申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第５条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第４条、及び第５条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。

以上で、議案３件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第７、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会副委員長より求めます。

13番、大江正好農地あっせん委員会副委員長。

【13番大江正好農地あっせん委員会副委員長】

はい、13番大江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を６月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第３条による所有権移転の許可申請７件、賃貸借権設定の許可申請５件、合計12件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る６月16日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号83番、85番、及び88番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号84番の申請事由は、相手方の要望となります。

受付番号86番、87番、及び89番の申請事由は、空き家に付随となります。申請事由が空き家に付随の案件につきましては、いずれも空き家に付随する一反歩未満の農地を取得するものであり、下限面積の要件は廃止されていること、定住を促進するための運用であることを考慮し、許可をすることについては、やむを得ないとの意見の一致をみております。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号90番から94番の申請事由は

経営規模拡大となります。
いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。
以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。
以上が、農地あっせん委員会の報告であります。
つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。
【議長】
次に、日程第８、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。
11番、阿部昇農地転用委員会委員長。
【11番阿部昇農地転用委員会委員長】
はい、11番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。
農地転用委員会を６月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。
このたび、提案されました議題は、農地法第４条による許可申請１件、農地法第５条による許可申請３件についてであります。
転用許可申請関係案件については、去る６月16日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。
はじめに、農地法第４条申請についての農地区分、及び立地基準の判断でありますが、受付番号２番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第３種農地となりますが、貸事業用地を整備するものであります。
農地区分(第３種農地)「第２の１の(１)のエの(ア)ｂ（ｃ)」に該当
なお、受付番号２番については、申請者が平成15年より盛土・砂利敷きを行い、平成22年より貸事業所用地として利用していることによる追認案件であり、申請人より顛末書も提出されております。
次に、農地法第５条についての農地区分、及び立地基準の判断でありますが、受付番号20番、21番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第３種農地となりますが、分譲用宅地を整備するものであります。
農地区分(第３種農地)「第２の１の(１)のエの(ア)ｂ（ｃ)」に該当
受付番号22番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第１種農地となりますが、集落に接続して事務所および駐車場等を整備するものであります。

農地区分(第１種農地)「第２の１の(１)のイの(ア)ａ」に該当
立地基準(第１種農地)「第２の１の(１)のイの(イ)ｃ(ｅ)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

はい、２番。

【２番元木太志委員】

３頁の89番の件についてですけれども、この農地は、譲受人が北海道の住所の方で空き家に付随している、とあります。この方は北海道から長瀞に引っ越してくるということですか。宅地は別に購入するのですか。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

元木委員のご質問にお答えします。譲受人の方ですが、空き家裏に付随の１反歩未満の農地と同時にこの空き家も購入しました。令和５年に下限面積が撤廃された以降、非農家の方の空き家に付随した小規模農地の取得について許可をしています。譲受人の方は、山形県内に実家がありまして、両親はそこでこども食堂を経営しているとのことです。譲受人の方も、今回購入したこの空き家に引っ越し、ここでこども食堂を経営して裏の農地で栽培した野菜を提供していきたいと聞いています。以上です。

【議長】

元木委員よろしいですか。

【２番元木委員】

はい、了解しました。ありがとうございます。

【議長】

その他ありませんか。

無いようでしたら、これで終結いたします。

次に、日程第９、地区委員会の開会及び報告についてでありますが、お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について

報告を願うことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。
それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。
それでは休憩いたします。

午前10時15分　休　憩
午前10時30分　開　議

【議長】
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。
【14番 加藤友英委員】
14番加藤です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。
地区委員会において慎重に審議した結果、議第29号については、経営規模拡大や相手方の要望等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。
議第30号、及び議第31号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。
以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。
【議長】
次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。
【17 番 東海林光輝委員】
17 番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。
地区委員会において慎重に審議した結果、議第 29 号については、経営規模拡大や空き家への付随によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。
以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】
　次に、大富・小田島・長瀞地区委員会の報告をお願いいたします。
【８番 石山一穂委員】
　８番石山です。大富、小田島、長瀞地区に関係ある案件のみ報告します。
　地区委員会において慎重に審議した結果、議第 29 号については、経営規模拡大や空き家への付随によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。
　議第31号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。
　以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。
【議長】
　これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。
　これより採決に入ります。
　それでは、議第29号農地法第３条第１項の規定による許可申請について、議第30号農地法第４条第１項の規定による許可申請について、議第31号農地法第５条第１項の規定による許可申請について、以上、３案件について一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　議第29号から議第31号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び許可相当との意見を付することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

　挙手多数と認めます。
　よって、議第29号から議第31号については、許可すること、及び許可相当との意見を付することに決しました。
　以上で、日程の全部を終了いたします。
　これをもちまして、令和７年第６回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
　ご苦労様でした。

午前10時35分　閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議　　　　　　長

議事録署名委員

議事録署名委員